

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から平成元年 3 月まで

私が 20 歳になったときに、母が、A 市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を、地区の班長の集金を通じて月々納付していた。

また、私は、申立期間当時から確定申告の手続きを税理士に依頼しており、確定申告書の社会保険料控除額の欄には、国民健康保険税と国民年金保険料の合計額を申告していたので、申立期間が未納ということは無いはずである。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になったときに、母親が A 市役所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を地区の班長の集金により月々納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等によると、申立人の記号番号は、昭和 60 年 4 月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人に対し別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、昭和 60 年分から平成元年分までの所得税の確定申告書（一般用）の写しを提出し、当該申告書の社会保険料控除額の欄に国民健康保険税に加え、当該期間に係る国民年金保険料を含めて記載したと主張しているところ、当該社会保険料控除額と、A 市が回答した国民健康保険税の課税限度額、当該申告書の写しにより同市が試算した国民健康保険税（年税

額) 及び当該期間における国民年金保険料の合計額を比較したが、申立人の主張どおりの保険料の納付が行われていた状況はうかがえない。

さらに、申立期間は65か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政機関等が申立人の保険料の納付に関する事務処理を連続して誤ったとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親からは、申立期間当時の保険料の納付状況等について具体的な回答を得ることができず、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5432（福岡厚生年金事案 531、1332 及び九州（福岡）厚生年金事案 5287 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 33 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日までの A 社（現在は、B 社）における被保険者期間について、同年 10 月 25 日に C 県で脱退手当金が支給決定されているとの説明があったので、これまで 3 度にわたり年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料等はないが、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、申立人が勤務していた A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 10 月 25 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給について一連の事務処理に不自然さはないことがえなないこと、また、当該被保険者名簿から申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日前後に資格喪失した者の脱退手当金の支給記録を調査した結果、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることなどを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時。以下「福岡委員会」という。）の決定に基づき、平成 20 年 12 月 19 日付け及び 21 年 9 月 9 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「支給決定日である昭和 38 年 10 月 25 日にはD市に居住しており、受給することはできなかったはず。」として再度申し立てているが、脱退手当金の支給決定は最終勤務事業所を管轄する社会保険事務所が行い、支給については請求者の住所地が遠隔地であっても、社会保険事務所から金融機関への送金により受領が可能であったことから、脱退手当金の支給決定を行った社会保険事務所の所在地とは異なる市町村に申立人が居住していたことのみをもって、脱退手当金を受け取ることができなかったとまでは言えないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 26 年 9 月 4 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できないと従来の主張を繰り返すのみであり、新たな資料等の提出は無く、福岡委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 4 月  
私が A 社（現在は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。  
申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関が提供した申立人名義の口座に係る「お取引明細」によると、A 社に係る給与の振込記録は確認できるが、申立期間に係る賞与が振り込まれた記録は確認できない。

また、B 社は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

このほか、申立人に対し申立期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（長崎）厚生年金 事案 5434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
私は、A社（以下「申立事業所」という。）において昭和 60 年 2 月頃から同年 8 月頃まで半年間の契約で、B職見習として勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立事業所が提出した雇用保険被保険者離職証明書（事業主控え）の写しから、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 2 月 27 日から同年 8 月 13 日までの期間において、申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間当時、申立人は期間従業員であり、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったとしている上、申立事業所が保管している「社会保険名簿」によると、申立人が入社した昭和 60 年 2 月前後において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は確認できない旨回答している。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和 60 年 1 月から 62 年 9 月までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から37年10月31日まで

私は、昭和30年4月1日から37年10月31日まで、A市に在ったB社が所有する船舶にC職として乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市に在ったB社が所有する船舶にC職として乗り組んでいたと申し立てているところ、申立期間において、同社及び同社の代表取締役「D」又は「E」の名称での適用船舶所有者（以下「適用事業所」という。）は、オンライン記録により5適用事業所が確認できる。

しかしながら、これらの5事業所に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、前述の5事業所は、いずれも既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、B社の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について関連資料及び回答を得ることができない。

さらに、前述の船員保険被保険者名簿により、申立期間における船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が姓を挙げた船長を含む。）に照会したところ、回答が得られた全員が申立人のことは知らないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の給与からの控除について回答を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の

申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 20 日から 47 年 9 月 1 日まで  
私の A 社における厚生年金保険の被保険者期間について、国の記録では脱退手当金が支給済みとされているが、私は脱退手当金を請求したことも、受け取った記憶も無い。  
申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後の昭和 47 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。